

# 第6回青森県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部会議

日時：平成28年12月5日（月）

10：15～

場所：県庁北棟2階災害対策本部室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 青森県内における高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜への対応について
- (2) 防疫措置の完了について
- (3) 本部長指示事項

### 3 閉会

## 青森県内における高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜への対応について

### 1 家きんにおける2例目の高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜への対応状況

#### (1) 殺処分の進捗状況

県職員142人を動員し、2班体制で殺処分に当たった結果、目標としていた24時間以内(12月3日(土)午後1時35分)の12月3日(土)午前4時に、4,720羽の殺処分を完了した。(フレコンバック42袋)

#### (2) 埋却作業状況

埋却作業は、目標としていた72時間以内(12月5日(月)午後1時35分)の12月4日(日)午前7時15分に完了し、数量は殺処分したあひる42袋、畜舎内の敷料等326袋の合計368袋となった。

#### (3) 屋外の使用済み敷料等の処理

処理が必要となる汚染物品は、倉庫内の使用前敷料が約800m<sup>3</sup>、屋外の使用済み敷料が約6,000m<sup>3</sup>であった。

処理については、埋却ではなく、ブルーシートで被覆した後、周辺を消毒する方法とし、12月4日(日)に作業を終了した。

#### (4) 防疫措置の完了

(3)の処理状況について、12月4日(日)に農林水産省に報告し、本日朝に追加の写真等を送付し確認を求めたところ、午前10時頃に、防疫措置完了としてよい旨の回答を得たことから、当本部会議において防疫措置の完了とすることとしたい。

#### (5) 発生状況確認検査及び系列農場の検査

発生状況確認検査は、12月3日(土)に半径3km以内の3農場と、疫学的に関連のある1農場を加えた4農場を対象に、臨床検査、血清抗体検査及びウイルス検査を実施し、臨床結果では異状は確認されなかった。

また、同日、これとは別に、系列2農場の清浄性を確認するため、1農場に対して、上記と同様の検査を実施し、臨床検査では異状は確認されなかった。

なお、系列の残る1農場については、12月4日(日)に上記と同様の検査を実施した結果、臨床検査では異状が確認されなかった。

## (6) 風評被害の防止

2例目及び1例目の対応状況について、12月3日(土)に、県外内の量販店等に対してファックス等により情報提供した。

また、同日、知事が青森県養鶏協会とともに、市内の量販店に直接出向いて感染のおそれがある家きんの肉や卵は市場に流通せず、また、国内では鶏肉や卵を食べることによって、人が鳥インフルエンザウイルスに感染した事例が報告されていない旨を消費者にPRした。

## 2 家きんにおける1例目に発生した鳥インフルエンザ疑似患畜への対応状況

### (1) 殺処分進捗状況

県職員延べ339人を3グループ6班編成で動員し、殺処分に当たった結果、目標としていた24時間以内の11月29日(火)午後8時5分に18,360羽の殺処分を完了した。

### (2) 埋却作業状況

最も感染リスクが高い殺処分したあひる326袋の埋却は、目標としていた72時間以内の12月1日(木)午後4時12分に完了した。

畜舎内の敷料等の埋却作業は、12月3日(土)午前2時20分に完了した。

### (3) 屋外の使用済み敷料等の処理

処理については、埋却ではなく、ブルーシートで被覆した後、周辺を消毒する方法とし、12月4日(日)に作業を終了した。

### (4) 防疫措置の完了

(3)の処理状況について、12月4日(日)に農林水産省に報告し、確認を求めたところ、2例目と合わせて本日午前10時頃に、防疫措置完了としてよい旨の回答を得たことから、当本部会議において防疫措置の完了とすることとしたい。

## 3 防疫措置完了に向けた農場経営者との協議

12月4日(日)の午後2時15分から約1時間にわたって農場経営者と協議した結果、経営者は、他の周辺農場への影響を考慮して、早期に防疫措置が完了することを希望し、汚染物品の処理方法については、適地の選定に時間を要する埋却処理でなく、ブルーシートによる被覆処理を行うことを選択した。

## 4 今後の対応

(1) 全国的に野鳥でも発生が増加していることから、他の農場に対しても、引き続き、防鳥ネットの点検や畜舎内外の消毒など、発生防止対策の徹底を指導する。

特に、発生農場の関連農場の対策として、半径3 km以内の関連農場に対して、再度、臨床検査・ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施するなど、発生防止に向けた指導と監視を強化する。

- (2) 県民の不安を払拭するため、引き続き、ホームページによる情報発信や相談窓口における相談対応を実施するとともに、鶏肉や卵の安全性をPRし、風評被害の発生防止に努める。
- (3) 発生農場の出入口付近を通る青森市道森林軌道廃線通の交通規制については、防疫措置の完了決定後、速やかに解除する。
- (4) 県は、1週間間隔で、計3回以上、発生農場における畜舎等の消毒を実施する。
- (5) 12月16日（金）（防疫措置完了後10日経過）に、移動制限区域内の農場において清浄性確認検査を行い、陰性の結果により、国と協議の上、搬出制限区域を解除する。
- (6) 12月27日（火）午前0時（防疫措置完了後21日経過）に、国と協議の上、移動制限区域を解除する。

## 第6回青森県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部会議

### 【防疫措置の完了について】

ただ今、農林水産部長から説明があったとおり、懸案となっております、発生農場の屋外の敷料等の処理方法について、県ではこれまで、発生農場の早期経営再開を図る観点から、「埋却」による処理のための用地選定を進めてきました。

しかしながら、畜舎外の敷料等の数量が膨大となったことにより、その処理に長期間を要することに加え、近隣に適した用地が無く、遠隔地に確保できたとしても、運搬に伴うリスクが生じることとなります。

さらに、農場経営者が、他の事業者への影響を考慮し、短期間に防疫措置が完了することができる消毒による方法を希望しているという意向も尊重する必要があります。

このようなことから、国にもこうした状況を伝え、意見を求めたところ、消毒による処理の方が適当であるとの指導・助言があったことから、これらの状況を総合的に勘案し、県として消毒による方法を選択したものです。

また、今朝ほど発生農場の防疫措置の状況について、農林水産省から適正と認める旨回答があったことから、1例目、2例目ともに、本対策会議の開始時間であり、午前10時15分をもって発生農場の防疫措置を完了したものとします。

## 【本部長指示事項】

本部長としては、全庁挙げての取組により、殺処分したあひる及び畜舎内の敷料等の埋却作業を、1例目、2例目ともに国の指針の目安である殺処分24時間以内、埋却72時間以内に終えることができたことは、発生農場からの早期通報と、迅速な初動対応によるものと考えています。

昼夜を徹して作業してくれた職員には、心から慰労するとともに、全庁挙げて対応してくれたことに感謝します。

また、全面的に御協力をいただきました、青森市や蓬田村、そして建設業界の皆様にも、改めて心からお礼を申し上げます。

今後は、発生地域の清浄化とともに、本病への備えに万全を期すため、下記の事項について、的確に対応するよう指示します。

- 一 全国的に依然として感染リスクが高い状況にあることから、県内における他の農場においても、発生防止対策の徹底を指導すること。
- 一 今後も、正確な情報を迅速に提供し、風評被害の発生防止に努めること。
- 一 今回の経験を今後に生かすため、反省点を整理した上で、資材の備蓄も含めて常時対応できるよう、態勢を整えること。

以上、対応に万全を期してください。